

目 次

条 例	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	3
2 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例……………	11
3 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	13
4 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	14
規 則	
1 新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を 改正する規則……………	17
2 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正す る規則……………	22
3 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則……………	26
公 告	
新潟県市町村総合事務組合副管理者の就任について……………	29
新潟県市町村総合事務組合監査委員の就任について……………	30
新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の就退任について……………	31
予算の要領について（令和 5 年度補正予算）……………	32
（令和 5 年度一般会計補正予算（第 2 号））……………	32
（令和 5 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号））……………	32
（令和 5 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号））……………	33
（令和 5 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 2 号））……………	34
（令和 5 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号））……………	34
（令和 5 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号））……………	35
予算の要領について（令和 6 年度予算）……………	36
（令和 6 年度一般会計予算）……………	36
（令和 6 年度職員退職手当支給事業特別会計予算）……………	37
（令和 6 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算）……………	38
（令和 6 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算）……………	39
（令和 6 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算）……………	40
（令和 6 年度交通災害共済事業特別会計予算）……………	41
議会公告	
新潟県市町村総合事務組合議会議長の就任について……………	43

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和 6 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 2 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 3 号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 4 号)

新潟県市町村総合事務組合条例第1号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900

24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200

56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	

88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		
109		300,500	349,500		
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		
112		301,600	350,500		
113		301,800	351,000		
114		302,000			
115		302,300			
116		302,700			
117		302,900			
118		303,100			
119		303,400			

	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の97.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該再定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第32条の2 <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の報酬その他の給付については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。</u></p>	<p>(勤勉手当) 第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第32条の2 <u>法第22条の2第1項第1号に規定する職員には、報酬を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による報酬については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定
令和5年4月1日
 - (2) 第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定
令和5年12月1日

(給与の内払)

- 3 第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県市町村総合事務組合条例第2号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条 期末手当は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）で、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、支給する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>5 （略）</p> <p><u>（勤勉手当）</u></p>	<p>新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第5条 期末手当は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）で、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、支給する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に<u>給与条例第23条第2項に定める支給月数</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>5 （略）</p>

第5条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）で、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額（以下この項において「平均額」という。）に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の平均額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 第1項から前項までに規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第26条の規定を準用する。

（報酬の支給方法）

第6条 （略）

（報酬の支給方法）

第6条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第3号

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成16年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の概算率により換算して得た期間を引続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、<u>部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは</u>、その育児休業の期間を100分の100以下の概算率により換算して得た期間を引続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第4号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																						
<p>(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3・4 (略)</p> <p>別表 補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>12,500円</u></td> <td><u>13,350円</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>10,800</u></td> <td><u>11,650</u></td> <td><u>12,500</u></td> </tr> <tr> <td>部長・班長及び団員</td> <td><u>9,100</u></td> <td><u>9,950</u></td> <td><u>10,800</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	(略)	分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>	部長・班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>	<p>(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3・4 (略)</p> <p>別表 補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>12,440円</u></td> <td><u>13,320円</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>10,670</u></td> <td><u>11,550</u></td> <td><u>12,440</u></td> </tr> <tr> <td>部長・班長及び団員</td> <td><u>8,900</u></td> <td><u>9,790</u></td> <td><u>10,670</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	(略)	分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>	部長・班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	(略)																																				
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>																																				
部長・班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	(略)																																				
分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>																																				
部長・班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>																																				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和6年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第1号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第2号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第3号)

新潟県市町村総合事務組合規則第1号

新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成16年規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第6 行政職給料表昇格時号給対応表（第21条関係）						別表第6 行政職給料表昇格時号給対応表（第21条関係）					
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級		2級	3級	4級	5級	6級
(略)						(略)					
54	<u>21</u>	<u>37</u>	38	(略)		54	<u>22</u>	<u>38</u>	38	(略)	
55	<u>22</u>	<u>38</u>	39	(略)		55	<u>23</u>	<u>39</u>	39	(略)	
56	<u>22</u>	<u>38</u>	40	(略)		56	<u>24</u>	<u>40</u>	40	(略)	
57	<u>23</u>	<u>39</u>	41	(略)		57	<u>25</u>	<u>41</u>	41	(略)	
58	<u>23</u>	<u>39</u>	42	(略)		58	<u>25</u>	<u>41</u>	42	(略)	
59	<u>24</u>	<u>40</u>	43	(略)		59	<u>25</u>	<u>42</u>	43	(略)	
60	<u>24</u>	<u>40</u>	44	(略)		60	<u>26</u>	<u>42</u>	44	(略)	
61	<u>25</u>	<u>41</u>	45	(略)		61	<u>26</u>	<u>43</u>	45	(略)	
62	<u>25</u>	<u>42</u>	45	(略)		62	<u>26</u>	<u>43</u>	45	(略)	
63	<u>26</u>	<u>43</u>	45	(略)		63	<u>27</u>	<u>44</u>	45	(略)	
64	<u>26</u>	44	46	(略)		64	<u>27</u>	44	46	(略)	
65	27	45	46	(略)		65	27	45	46	(略)	
66	<u>27</u>	45	46	(略)		66	<u>28</u>	45	46	(略)	
67	28	46	47	(略)		67	28	46	47	(略)	
68	28	46	47	(略)		68	28	46	47	(略)	
69	29	47	47	(略)		69	29	47	47	(略)	
70	29	47	48	(略)		70	29	47	48	(略)	
71	<u>29</u>	48	48	(略)		71	<u>30</u>	48	48	(略)	
72	30	48	48	(略)		72	30	48	48	(略)	
73	<u>30</u>	49	49	(略)		73	<u>31</u>	49	49	(略)	
74	<u>30</u>	49	49	(略)		74	<u>31</u>	49	49	(略)	
75	<u>31</u>	49	49	(略)		75	<u>32</u>	49	49	(略)	
76	<u>31</u>	49	50	(略)		76	<u>32</u>	49	50	(略)	

77	<u>31</u>	<u>49</u>	50
78	<u>32</u>	50	50
79	<u>32</u>	50	51
80	<u>32</u>	50	51
81	<u>33</u>	<u>50</u>	51
82	<u>33</u>	<u>50</u>	52
83	<u>33</u>	51	52
84	<u>34</u>	51	52
85	<u>34</u>	<u>51</u>	53
86	<u>34</u>	<u>51</u>	53
87	<u>35</u>	<u>51</u>	53
88	<u>35</u>	52	53
89	<u>35</u>	<u>52</u>	54
90	<u>36</u>	<u>52</u>	54
91	<u>36</u>	<u>52</u>	54
92	<u>36</u>	<u>52</u>	54
93	<u>37</u>	53	55
94		<u>53</u>	55
95		<u>53</u>	55
96		<u>53</u>	55
97		<u>53</u>	55
98		54	<u>55</u>
99		<u>54</u>	<u>55</u>
100		<u>54</u>	56
101		<u>54</u>	56
102		<u>54</u>	56
103		55	<u>56</u>
104		<u>55</u>	<u>56</u>
105		<u>55</u>	<u>56</u>
106		<u>55</u>	<u>56</u>
107		<u>55</u>	57
108		56	<u>57</u>
109		56	<u>57</u>
110		<u>56</u>	<u>57</u>

77	<u>33</u>	<u>50</u>	50
78	<u>33</u>	50	50
79	<u>34</u>	50	51
80	<u>34</u>	50	51
81	<u>35</u>	<u>51</u>	51
82	<u>35</u>	<u>51</u>	52
83	<u>36</u>	51	52
84	<u>36</u>	51	52
85	<u>37</u>	<u>52</u>	53
86	<u>37</u>	<u>52</u>	53
87	<u>38</u>	<u>52</u>	53
88	<u>38</u>	52	53
89	<u>39</u>	<u>53</u>	54
90	<u>39</u>	<u>53</u>	54
91	<u>40</u>	<u>53</u>	54
92	<u>40</u>	<u>53</u>	54
93	<u>41</u>	53	55
94		<u>54</u>	55
95		<u>54</u>	55
96		<u>54</u>	55
97		<u>54</u>	55
98		54	<u>56</u>
99		<u>55</u>	<u>56</u>
100		<u>55</u>	56
101		<u>55</u>	56
102		<u>55</u>	56
103		55	<u>57</u>
104		<u>56</u>	<u>57</u>
105		<u>56</u>	<u>57</u>
106		<u>56</u>	<u>57</u>
107		<u>56</u>	57
108		56	<u>58</u>
109		56	<u>58</u>
110		<u>57</u>	<u>58</u>

111		<u>56</u>	<u>57</u>
112		<u>56</u>	<u>57</u>
113		<u>56</u>	<u>57</u>
114		<u>56</u>	
115		<u>56</u>	
116		<u>56</u>	
117		<u>57</u>	
118		<u>57</u>	
119		<u>57</u>	
120		<u>57</u>	
121		<u>57</u>	
122		<u>57</u>	
123		<u>57</u>	
124		<u>57</u>	
125		<u>57</u>	
(略)			

111		<u>57</u>	<u>58</u>
112		<u>57</u>	<u>58</u>
113		<u>57</u>	<u>59</u>
114		<u>57</u>	
115		<u>57</u>	
116		<u>58</u>	
117		<u>58</u>	
118		<u>58</u>	
119		<u>58</u>	
120		<u>58</u>	
121		<u>58</u>	
122		<u>59</u>	
123		<u>59</u>	
124		<u>59</u>	
125		<u>59</u>	
(略)			

別表第6の2 行政職給料表降格時号給対応表
(第22条の2関係)

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)					
7	<u>38</u>	23	23	(略)	
8	39	24	24	(略)	
9	<u>41</u>	25	25	(略)	
10	42	26	26	(略)	
11	43	27	27	(略)	
12	44	28	28	(略)	
13	45	29	29	(略)	
14	46	30	30	(略)	
15	47	31	31	(略)	
16	48	32	32	(略)	
17	49	33	33	(略)	
18	50	34	34	(略)	

別表第6の2 行政職給料表降格時号給対応表
(第22条の2関係)

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)					
7	<u>37</u>	23	23	(略)	
8	39	24	24	(略)	
9	<u>40</u>	25	25	(略)	
10	42	26	26	(略)	
11	43	27	27	(略)	
12	44	28	28	(略)	
13	45	29	29	(略)	
14	46	30	30	(略)	
15	47	31	31	(略)	
16	48	32	32	(略)	
17	49	33	33	(略)	
18	50	34	34	(略)	

19	51	35	35
20	52	36	36
21	<u>54</u>	37	37
22	<u>56</u>	38	38
23	<u>58</u>	39	39
24	<u>60</u>	40	40
25	<u>62</u>	41	41
26	<u>64</u>	42	42
27	<u>66</u>	43	43
28	68	44	44
29	<u>71</u>	45	45
30	<u>74</u>	46	46
31	<u>77</u>	47	47
32	<u>80</u>	48	48
33	<u>83</u>	49	49
34	<u>86</u>	50	50
35	<u>89</u>	51	51
36	<u>92</u>	52	52
37	<u>93</u>	<u>54</u>	53
38	<u>93</u>	<u>56</u>	54
39	<u>93</u>	<u>58</u>	55
40	<u>93</u>	<u>60</u>	56
41	93	<u>61</u>	57
42	93	<u>62</u>	58
43	93	<u>63</u>	59
44	93	64	60
45	93	66	63
46	93	68	66
47	93	70	69
48	93	72	72
49	93	<u>77</u>	75
50	93	<u>82</u>	78
51	93	<u>87</u>	81
52	93	<u>92</u>	84

19	51	35	35
20	52	36	36
21	<u>53</u>	37	37
22	<u>54</u>	38	38
23	<u>55</u>	39	39
24	<u>56</u>	40	40
25	<u>59</u>	41	41
26	<u>62</u>	42	42
27	<u>65</u>	43	43
28	68	44	44
29	<u>70</u>	45	45
30	<u>72</u>	46	46
31	<u>74</u>	47	47
32	<u>76</u>	48	48
33	<u>78</u>	49	49
34	<u>80</u>	50	50
35	<u>82</u>	51	51
36	<u>84</u>	52	52
37	<u>86</u>	<u>53</u>	53
38	<u>88</u>	<u>54</u>	54
39	<u>90</u>	<u>55</u>	55
40	<u>92</u>	<u>56</u>	56
41	93	<u>58</u>	57
42	93	<u>60</u>	58
43	93	<u>62</u>	59
44	93	64	60
45	93	66	63
46	93	68	66
47	93	70	69
48	93	72	72
49	93	<u>76</u>	75
50	93	<u>80</u>	78
51	93	<u>84</u>	81
52	93	<u>88</u>	84

53	93	<u>97</u>	88
54	93	<u>102</u>	92
55	93	<u>107</u>	<u>99</u>
56	93	<u>116</u>	<u>106</u>
57	93	<u>125</u>	<u>113</u>
58	93	<u>125</u>	<u>113</u>
(略)			

53	93	<u>93</u>	88
54	93	<u>98</u>	92
55	93	<u>103</u>	<u>97</u>
56	93	<u>109</u>	<u>102</u>
57	93	<u>115</u>	<u>107</u>
58	93	<u>121</u>	<u>112</u>
(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

新潟県市町村総合事務組合規則第2号

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評点(確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の126.5以上100分の215以下</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の115以上100分の126.5未満</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) <u>100分の103.5</u></p> <p>(4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100分の95以下</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評点(確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の116.5以上100分の195以下</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の105以上110分の116.5未満</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) <u>100分の93.5</u></p> <p>(4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100分の85以下</u></p>

<p>2・3 (略)</p> <p>第20条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の54以上</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) <u>100分の50.5</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100分の48.5以下</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>第20条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 <u>100分の49以上</u></p> <p>(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) <u>100分の45.5</u></p> <p>(3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 <u>100分の43.5以下</u></p> <p>2 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体</p>	<p style="text-align: center;">(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体</p>

評点(確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 100分の121.5以上100分の205以下

(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の110以上110分の121.5未満

(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の98.5

(4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100分の90以下

2・3 (略)

第20条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。

(1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の51.5以上

(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の48

(3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100分の46以下

評点(確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 100分の126.5以上100分の215以下

(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の115以上100分の126.5未満

(3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の103.5

(4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100分の95以下

2・3 (略)

第20条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。

(1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の54以上

(2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の50.5

(3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100分の48.5以下

2 (略)

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和5年12月1日から適用する。

新潟県市町村総合事務組合規則第3号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関する条例(令和2年条例第4号。以下「報酬条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (報酬)</p> <p>第2条 報酬条例第2条の2第2項に規定する規則で定める報酬の額は、次の各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) 報酬条例第2条の2第2項に報酬の基準として規定する給料月額に12を乗じて得た額を、常勤職員の1週間当たりの勤務時間(新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年条例第11号)第2条第1項に定める勤務時間をいう。)に52を乗じて得た数から休日数(休日(新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第2号)第8条に定める休日をいう。以下同じ。)の数から日曜日及び土曜日に当たる休日の数を減じた数をいう。)に常勤職員の1日当たりの勤務時間を乗じて得た数を減じて得た数で除して得た額に、<u>報酬条例第1条に規定するパートタイム会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)</u>について定められた1日当たりの勤務時</p>	<p>新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和2年条例第4号。以下「報酬条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (報酬)</p> <p>第2条 報酬条例第2条の2第2項に規定する規則で定める報酬の額は、次の各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) 報酬条例第2条の2第2項に報酬の基準として規定する給料月額に12を乗じて得た額を、常勤職員の1週間当たりの勤務時間(新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年条例第11号)第2条第1項に定める勤務時間をいう。)に52を乗じて得た数から休日数(休日(新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第2号)第8条に定める休日をいう。以下同じ。)の数から日曜日及び土曜日に当たる休日の数を減じた数をいう。)に常勤職員の1日当たりの勤務時間を乗じて得た数を減じて得た数で除して得た額に、<u>パートタイム会計年度任用職員</u>について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額</p>

間を乗じて得た額

(2) (略)

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第3条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、報酬条例第7条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(期末手当及び勤勉手当を支給しない者)

第5条 報酬条例第5条第1項及び第5条の2第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)・(2) (略)

(勤勉手当の成績率)

第6条 報酬条例第5条の2第3項に規定する勤勉手当の成績率は、新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成16年規則第15号）第20条の規定を準用する。この場合において、「定年前再

(2) (略)

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第3条 報酬条例第1条に規定するパートタイム会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、報酬条例第7条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(期末手当を支給しない者)

第5条 報酬条例第5条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)・(2) (略)

任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは
「パートタイム会計年度任用職員」と読み替
えるものとする。

(端数計算)

第7条 報酬条例第2条の2の基準となる報酬の額、報酬条例第3条の時間外勤務手当に相当する報酬の額、報酬条例第4条の休日勤務手当に相当する報酬の額、報酬条例第5条の期末手当の額、報酬条例第5条の2の勤勉手当及び報酬条例第7条の勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数計算)

第6条 報酬条例第2条の2の基準となる報酬の額、報酬条例第3条の時間外勤務手当に相当する報酬の額、報酬条例第4条の休日勤務手当に相当する報酬の額、報酬条例第5条の期末手当の額及び報酬条例第7条の勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合副管理者の就任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合副管理者の就任があったので、次のとおり公告する。

令和6年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

副管理者

就任 品田 宏夫（刈羽村長） 令和6年2月15日

新潟県市町村総合事務組合監査委員の就任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合監査委員の就任があったので、次のとおり公告する。

令和6年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

議員選出監査委員

就任 齋藤 秀雄（阿賀町議会議長） 令和6年2月15日

新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和6年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

退任 内田 幹夫 令和6年2月14日

就任 内田 幹夫 令和6年2月15日

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 6 年 2 月 15 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）、令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）、令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）、令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 2 号）、令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）及び令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領を次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2	交付金	231,317	△18,412	212,905
	1 交付金	231,317	△18,412	212,905
5	繰入金	109,190	18,412	127,602
	2 基金繰入金	19,875	18,412	38,287
歳入合計		728,862		728,862

第 2 表 債務負担行為補正

（追加）

（単位：千円）

事項	期間	限度額
職員研修に係る委託料及び印刷製本費	令和 5 年度から令和 6 年度まで	38,297
例規集データベース化に係る委託料	令和 5 年度から令和 6 年度まで	4,010

令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第

1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ537,493千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,795,745千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		33,243	5,398	38,641
	1 財産運用収入	33,242	5,398	38,640
4 繰越金		1	532,095	532,096
	1 繰越金	1	532,095	532,096
歳入合計		5,258,252	537,493	5,795,745

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		1,830,643	854,924	2,685,567
	1 退職手当事業費	1,801,362	854,924	2,656,286
2 積立金		3,398,607	△317,431	3,081,176
	1 基金積立金	3,398,607	△317,431	3,081,176
歳出合計		5,258,252	537,493	5,795,745

令和5年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業
特別会計補正予算(第1号)

令和5年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,848千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,775千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	2,848	2,849
	1 繰越金	1	2,848	2,849
歳入合計		32,927	2,848	35,775

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

2 積立金		40	2,848	2,888
	1 基金積立金	40	2,848	2,888
歳出合計		32,927	2,848	35,775

令和5年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,135千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,810,019千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		847	3,135	3,982
	1 繰越金	847	3,135	3,982
歳入合計		1,806,884	3,135	1,810,019

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		2,392	3,135	5,527
	1 基金積立金	2,392	3,135	5,527
歳出合計		1,806,884	3,135	1,810,019

令和5年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	629	630
	1 繰越金	1	629	630

歳入合計	32,298	629	32,927
------	--------	-----	--------

2 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		1,748	629	2,377
	1 基金積立金	1,748	629	2,377
歳出合計		32,298	629	32,927

令和5年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計
補正予算(第1号)

令和5年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,415千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ903,978千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 会費収入		423,564	△16,675	406,889
	1 会費収入	423,564	△16,675	406,889
2 財産収入		10,958	2,651	13,609
	1 財産運用収入	10,957	2,651	13,608
3 繰入金		453,037	△30,000	423,037
	1 基金繰入金	453,037	△30,000	423,037
4 繰越金		1	60,439	60,440
	1 繰越金	1	60,439	60,440
歳入合計		887,563	16,415	903,978

2 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		492,929	△30,000	462,929
	1 交通災害共済事業費	452,202	△30,000	422,202
2 積立金		394,133	46,415	440,548
	1 基金積立金	394,133	46,415	440,548
歳出合計		887,563	16,415	903,978

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 6 年 2 月 15 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和 6 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、令和 6 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、令和 6 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、令和 6 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、令和 6 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び令和 6 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

令和 6 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

令和 6 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 437,263 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

（単位：千円）

款	項	金額
1 分担金及び負担金		72,790
	1 負担金	72,790
2 交付金		31,458
	1 交付金	31,458
3 使用料及び手数料		210,843
	1 使用料	210,843
4 財産収入		1,921
	1 財産運用収入	1,920
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		93,251
	1 特別会計繰入金	93,250
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		25,249
	1 繰越金	25,249
7 諸収入		1,751
	1 預金利子	1

	2 弁償金	1
	3 雑入	1,749
歳入	合計	437,263

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,693
	1 議会費	1,693
2 総務費		364,899
	1 総務管理費	364,703
	2 監査委員費	196
3 事業費		54,453
	1 研修等事業費	54,453
4 積立金		14,716
	1 基金積立金	14,716
5 予備費		1,502
	1 予備費	1,502
歳出	合計	437,263

令和6年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算
 令和6年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,086,020千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,050,003
	1 負担金	5,050,003
2 財産収入		35,771
	1 財産運用収入	35,770
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		244
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	242
歳入合計		5,086,020

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		4,523,474
	1 退職手当事業費	4,493,057
	2 繰出金	30,417
2 積立金		459,837
	1 基金積立金	459,837
3 諸支出金		99,709
	1 雑支出	99,709
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		5,086,020

令和6年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計
予算

令和6年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,773千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」
による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳
出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、
流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		9,551
	1 負担金	9,551
2 財産収入		40

	1 財産運用収入	40
3 繰入金		23,179
	1 基金繰入金	23,179
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		32,773

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		32,733
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	31,594
	2 繰出金	1,139
2 積立金		40
	1 基金積立金	40
歳出合計		32,773

令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算
令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,757,375千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		758,246
	1 負担金	758,246
2 交付金		954,112
	1 交付金	954,112
3 財産収入		1,563
	1 財産運用収入	1,562

	2 財産売却収入	1
4 繰入金		40,922
	1 基金繰入金	40,922
5 繰越金		2,400
	1 繰越金	2,400
6 諸収入		132
	1 預金利子	1
	2 雑入	131
歳入合計		1,757,375

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		1,755,812
	1 消防団員等事業費	1,737,084
	2 繰出金	18,728
2 積立金		1,562
	1 基金積立金	1,562
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳出合計		1,757,375

令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算
 令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,274千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		775
	1 負担金	775
2 財産収入		1,496
	1 財産運用収入	1,495

	2 財産売却収入	1
3 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		32,274

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		30,579
	1 消防賞じゅつ金費	30,389
	2 繰出金	190
2 積立金		1,694
	1 基金積立金	1,694
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳出合計		32,274

令和6年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

令和6年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ846,842千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 会費収入		384,635
	1 会費収入	384,635
2 財産収入		12,894
	1 財産運用収入	12,893

	2 財産売却収入	1
3 繰入金		449,309
	1 基金繰入金	449,309
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		3
	1 預金利子	1
	2 雑入	2
歳入	合計	846,842

2 歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		484,991
	1 交通災害共済事業費	442,215
	2 繰出金	42,776
2 積立金		361,350
	1 基金積立金	361,350
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出	合計	846,842

新潟県市町村総合事務組合議会議長の就任について（議会公告）

新潟県市町村総合事務組合議会議長の就任があったので、次のとおり公告する。

令和6年2月16日

新潟県市町村総合事務組合議会議長 田 村 正 幸

組合議会議長

就 任 田 村 正 幸（湯沢町長） 令和6年2月15日